

徳島県障がい福祉研修に関するQ&A（令和7年度版）

No.	質問	回答															
1	県外からの申込みなのですが受講できますか？	県外事業所の方は受講できません。 ただし、相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）については県外事業所の方も受講可能です。															
2	実務経験が不足しているのですが受講できますか？	○相談支援従事者研修（初任者研修） 受講可能です。 ただし、一定の知識・経験がないと研修（特に演習）への参加が困難であることや、受講後速やかに相談支援専門員として活躍していただきたい等の理由により、既に実務経験を満たしている又は今年度中に実務経験を満たす方の受講を想定しています。 また、定員を上回る応募があった場合、実務経験を満たす方が優先順位が上位となりますので、予め御了承ください。 ○サービス管理責任者等研修（基礎研修） サビ児管就任に必要な実務経験年数を満たす2年前から受講できます。（例：実務経験が5年必要な方は、3年の実務経験があれば基礎研修を受講できます。）															
3	相談支援専門員になるためには何が必要ですか？	実務経験（別紙1）＋相談支援従事者研修（初任者研修Ⅰ）修了 ※初任者研修受講後5年以内毎に現任研修を受講する必要があります。															
4	相談支援従事者研修（現任研修）の受講年度について教えてください。	相談支援従事者研修（初任者研修）を修了した年度の翌年度を初年度として、5年目の年度末までに相談支援従事者研修（現任研修）の受講が必要です。その後も5年毎に現任研修の受講が必要です。なお、受講年度については最終年度に限らず5年間のうちの年度でも受講可能です。 ＜例＞ <table><tr><td>平成25年度</td><td>平成26年度</td><td>～</td><td>平成30年度</td><td>令和元年度</td><td>～</td><td>令和5年度</td><td rowspan="2">・・・以降同じ</td></tr><tr><td>初任者研修Ⅰ修了</td><td>初年度</td><td>～</td><td>5年度目</td><td>6年度目</td><td>～</td><td>10年度目</td></tr></table> 平成26年度～30年度の間に 現任研修を1回以上修了する 令和元年度～5年度の間に 現任研修を1回以上修了する	平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度	・・・以降同じ	初任者研修Ⅰ修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目
平成25年度	平成26年度	～	平成30年度	令和元年度	～	令和5年度	・・・以降同じ										
初任者研修Ⅰ修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目											
5	期限までに相談支援従事者研修（現任研修）を修了できませんでした。	相談支援専門員として従事するには、相談支援従事者研修（初任者研修Ⅰ）を改めて修了する必要があります。															
6	サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者になるためには何が必要ですか？	実務経験（別紙2または別紙3）＋相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）修了 ＋サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了＋基礎研修修了後原則2年以上の実務経験 ＋サービス管理責任者等研修（実践研修）修了 ※サービス管理責任者等研修（基礎研修）は、サビ児管就任に必要な実務経験年数を満たす2年前から受講できます。（例：実務経験が5年必要な方は、3年の実務経験があれば基礎研修を受講できます。） ※サービス管理責任者等研修（実践研修）は、サービス管理責任者等研修（基礎研修）と相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）の両方を修了した時点から数えて原則2年以上の実務経験を経て受講できます。 ※実践研修受講後5年以内毎に更新研修を受講する必要があります。															
7	サービス管理責任者等研修（実践研修）の受講に係る実務経験（OJT）の短縮について教えてください。	サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、サービス管理責任者等研修（実践研修）を受講するまでに原則実務経験（OJT）期間が「2年以上」が必要です。ただし、下記3つの要件すべてを満たす場合は、例外的に実務経験（OJT）期間が「6月以上」に短縮が可能です。 【要件】 ①基礎研修受講開始時点でサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として配置に必要な実務経験を満たしている。 ②障がい福祉サービス事業所等において、個別支援計画作成の業務に従事する。 ③上記業務に従事することについて、指定権者に届出を行う。															
8	サービス管理責任者等研修（実践研修）の受講に係る実務経験（OJT）の短縮に必要な指定権者への届出方法を教えてください。	徳島県においてサービス管理責任者等研修（実践研修）の受講に係る実務経験（OJT）の短縮を受けるには、サービス管理責任者等研修（基礎研修）修了後、実務経験（OJT）開始前までに徳島県障がい福祉課へ所定の様式により届出を行う必要があります。 届出書の様式は徳島県ホームページ「サービス管理責任者等実践研修の実務経験特例に必要な届出について」に掲載しております。 ＜ホームページURL＞ https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kenko/shogaifukushi/7220289/															

徳島県障がい福祉研修に関するQ&A（令和7年度版）

No.	質問	回答																					
9	平成31年3月31日までに旧カリキュラムでサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修を修了し、平成31年4月1日以降に新カリキュラムで相談支援従事者研修（初任者研修Ⅱ）を修了した場合、次に受講が必要な研修は実践研修ですか？更新研修ですか？	実践研修の受講が必要です。 実践研修を受講するには相談支援従事者研修修了後、実践研修開始前 5 年間に 2 年以上の実務経験が必要です。																					
10	サービス管理責任者等研修（更新研修）の受講年度について教えてください。	初回の更新研修又は実践研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5 年目の年度末までに次回の更新研修の受講が必要です。その後も5年毎に更新研修の受講が必要です。なお、受講年度については、最終年度に限らず、5 年間のうちの年度でも受講可能です。 < 例 > <table><tr><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td><td>～</td><td>令和10年度</td><td>令和11年度</td><td>～</td><td>令和15年度</td><td rowspan="3">…以降同じ</td></tr><tr><td>初回の更新研修修了 又は実践研修修了</td><td>初年度</td><td>～</td><td>5年度目</td><td>6年度目</td><td>～</td><td>10年度目</td></tr><tr><td colspan="3">令和 6 年度～10年度の間に 更新研修を1回以上修了する</td><td colspan="3">令和11年度～15年度の間に 更新研修を1回以上修了する</td></tr></table>	令和5年度	令和6年度	～	令和10年度	令和11年度	～	令和15年度	…以降同じ	初回の更新研修修了 又は実践研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目	令和 6 年度～10年度の間に 更新研修を1回以上修了する			令和11年度～15年度の間に 更新研修を1回以上修了する		
令和5年度	令和6年度	～	令和10年度	令和11年度	～	令和15年度	…以降同じ																
初回の更新研修修了 又は実践研修修了	初年度	～	5年度目	6年度目	～	10年度目																	
令和 6 年度～10年度の間に 更新研修を1回以上修了する			令和11年度～15年度の間に 更新研修を1回以上修了する																				
11	サービス管理責任者等研修（更新研修）の受講に必要な実務経験要件を教えてください。	次のいずれかを満たす場合、サービス管理責任者等研修（更新研修）の受講が可能です。 ①受講日前5年間の間に2年以上のサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員としての実務経験がある。 ②現にサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、管理者、相談支援専門員として従事している。																					
12	期限までにサービス管理責任者等研修（更新研修）を修了できませんでした。	期限までにサービス管理責任者等研修（更新研修）を修了できなかった場合（旧カリ修了者が令和6年3月31日までに修了できなかった場合も含む）、サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として従事するには、サービス管理責任者等研修（ 実践研修 ）を改めて修了する必要があります。 なお、この場合はサービス管理責任者等研修（実践研修）受講のための実務経験は不要です。 ※旧カリ修了者とは・・・平成31年3月31日までにサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者研修初任者研修Ⅰ（5日間）または初任者研修Ⅱ（2日間）を修了している者																					
13	児童発達管理責任者研修の修了証書しかないが、サービス管理責任者として業務に従事可能ですか？	サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の研修カリキュラムは共通の内容となっているため、サービス管理責任者としての実務経験を備えていれば従事可能です。																					
14	受講申込フォームの中の「推薦順位」は事業所・施設全体での順序ですか？	1 つの研修に 1 つの事業所から複数の方がお申し込みされる場合には、事業所ごとに推薦順位をつけてください。																					
15	過去に受講した研修の修了証書を失ってしまいました。再発行してもらえますか？	修了証書の再発行はできませんが、修了証明書を発行いたします。 修了証明書交付申請書の様式はホームページに掲載しております。詳しくはホームページをご覧ください。 <ホームページURL> https://www.pref.tokushima.lg.jp/ippannokat/kenko/shogaifukushi/7239209/																					
16	個人での申込みなのですが受講できますか？	原則受講できません。 当センターが実施する研修は所属先から推薦を受けていただいた上で、所属長からのお申込みをお願いしております。つきましては、所属からの推薦が無い個人でのお申込みは原則認められません。 ただし、新規事業所立ち上げ予定等の事情により所属先からの推薦を受けられない場合は当センターまで御相談ください。																					
17	研修開催スケジュールに児童発達管理責任者研修がないのですが、児童発達支援管理責任者になるにはサービス管理責任者等研修を受講するのよいですか。	そのとおりです。 サービス管理責任者研修と児童発達支援管理責任者研修のカリキュラムは統一されており、共通で実施します。サービス管理責任者等研修を受講ください。																					